

いしかわの木づかい表彰実施要領

1 趣旨

石川県内の森林で生産された木材（以下、「県産材」という。）の利用促進において、他の模範となる優れた取り組みを紹介するとともに、県産材の利用に顕著な貢献のあった者を顕彰することで県産材利用の機運を高め、普及啓発することを目的として、「いしかわの木づかい表彰」を実施するものとする。

2 表彰部門

本表彰では、「住宅部門」、「施設部門」、「製品部門」及び「ビルダー部門」の計4部門について表彰を行うものとする。

3 応募条件等

「住宅部門」、「施設部門」及び「製品部門」については公募によるものとし、応募条件は以下のとおりとする。ただし、建築基準法をはじめ関係法令に適合していないなど、本表彰制度にふさわしくないものについては対象外とする。

(1) 住宅部門

他の模範となる県産材を使用した住宅のうち、以下の全てに該当するもの

- ① 石川県内で表彰実施年度の4月1日から起算して過去3年以内に竣工したもの
- ② 本表彰において過去に表彰されていないもの

(2) 施設部門

他の模範となる県産材を使用した、住宅以外の民間及び市町の施設のうち、以下の全てに該当するもの

- ① 石川県内で表彰実施年度の4月1日から起算して過去3年以内に竣工したもの
- ② 本表彰において過去に表彰されていないもの
- ③ 多数の者による利用が見込めるもの

(3) 製品部門

原材料の全部又は一部に県産材を使用した家具、日用品、玩具、工芸品等の製品のうち、以下の全てに該当するもの

- ① 表彰実施年度の4月1日時点において製品として販売されているもの
- ② 本表彰において過去に表彰されていないもの

4 応募方法

応募者は、3の(1)及び(2)については施主、設計者及び施工者の連名

による応募を基本とし、3の(3)については製造者又は販売者を基本とする。

応募者は、別記様式1号と併せ、住宅部門は別記様式2号、施設部門は別記様式3号、製品部門は別記様式4号を石川県ホームページからダウンロードして応募書類を作成し、令和8年6月30日(火)17時までに以下の宛先へメールにより電子データを提出すること。なお、連名応募者間相互の了解を得た上での応募に留意すること。

書類の提出先：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ(木材担当)
メールアドレス：shinkan@pref.ishikawa.lg.jp
問い合わせ先：Tel 076-225-1643 / Fax 076-225-1645

5 応募施設等の審査

応募のあった住宅、施設及び製品(以下、「応募施設等」という。)は、「石川県県産材利用推進審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」において、以下の評価ポイントに基づき審査を行うものとする。ただし、3の(2)については、必要に応じて現地審査を実施するものとする。

項目	評価ポイント
県産材の使用状況、表示等	<ul style="list-style-type: none">県産材使用量県産材可視面積木材の産地や機能に関する表示、合法性の確認、森林認証の取得を行っているかいしかわの木づかい事業者に登録しているか
技術性、卓越性	<ul style="list-style-type: none">木材の性質(強度、材質)を活かした設計、デザインがなされているか先進的又は高度な木材加工技術の導入に取り組んでいるか
意匠性、造形性	<ul style="list-style-type: none">構造、形状や色彩が優れているか木の質感や変化(個体差、経年)を活かした設計、デザインがなされているか
実用性、利便性、快適性	<ul style="list-style-type: none">利用者にとって使いやすく、シーンに応じた構造、デザインがなされているか快適性に優れ、心身への負荷を低減・緩和する工夫がなされているか
普及性、啓発性	<ul style="list-style-type: none">SDGs(環境配慮・社会課題)の解決に寄与する工夫がなされているか多くの者の利用が見込めるか、他の模範となりうるか(施設部門、製品部門のみ)

6 表彰対象物件等の決定

表彰対象とする住宅、施設、製品及びビルダー（以下、「表彰対象物件等」という。）の決定については、下記のとおりそれぞれ県が決定する。

(1) 住宅部門

審査委員会の審査結果に基づき、1 件程度を表彰対象とする。

(2) 施設部門

審査委員会の審査結果に基づき、2 件程度を表彰対象とする。

(3) 製品部門

審査委員会の審査結果に基づき、1 件程度を表彰対象とする。

(4) ビルダー部門

県産材建築ビルダーに登録されており、かつ、以下の①又は②を満たす者のうち、住宅分野における県産材使用実績が上位の3 者程度を、需要拡大に貢献した者として表彰対象とする。

① 表彰実施前年度において、県産材使用量 5 m³以上の住宅等を 10 戸以上建築した者

② 表彰実施前年度において、県産材使用量 20 m³以上の住宅等を 3 戸以上建築した者

7 表彰の実施

県は、表彰対象物件等に対して知事表彰を行い、県産材製の表彰状を贈呈する。贈呈の対象者は以下のとおりとする。

(1) 住宅部門

施主、施工者及び設計者

(2) 施設部門

施主、設計者及び施工者

(3) 製品部門

製造者又は販売者

(4) ビルダー部門

ビルダーの代表者

8 公表

県は、本表彰に係る応募書類等を、県産木材利用拡大に係る普及啓発のために利用できるものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式1号

年 月 日

石川県知事 様

(応募者)
住所
事業主体名
氏名

令和 年度いしかわの木づかい表彰応募申込書

いしかわの木づかい表彰実施要領の4に基づき、下記のとおり応募を申し込みます。

記

1. 応募区分

住宅部門	
施設部門	
製品部門	

※該当の応募区分に○を付けて下さい。

2. いしかわの木づかい応募様式

※応募される区分に応じて別記様式2～4号のいずれかの様式をご利用下さい。